

何度も言わせていただきやっを実現します。議員報酬等に関することの条例改正

日時	田中のりこの討論
<p>平成28年 12月定例会 (第5号) 2016. 12. 4</p>	<p>発議案第11号 木更津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論をします。今まで3点セットだったのが、今回議員の分だけ外れたので、反対討論をさせていただきます。</p> <p>市民から聞かれたら、どう答えましょう。非常勤特別職である議員報酬は、常勤職員の給与とは位置付けが違うのに、なぜ職員と同様に人事院勧告等を準用するのか。なぜ報酬本体は職員給与に関する人事院勧告等に従わずに、期末手当だけ職員に合わせるのか。木更津市の条例では、議員の報酬の変更の場合は、議案を出す前に、学識経験者などで構成する特別職報酬等審議会、つまり第三者の意見を聴くことになっていますが、期末手当を審議することを条例で定めていません、と答えるでしょう。では、議員の期末手当とはどういう位置付けで支給されているのでしょうかと聞かれたら、答えられません。</p> <p>非常勤特別職公務員で期末手当が支給されるのは、国も自治体も議員だけです。教育委員も、消防団員も、期末手当は支給されません。そもそもなぜ議員に期末手当という問いに、市民を納得させられる答えは出るでしょうか。また、公的年金の支給額を賃金に合わせて下げる新ルールを盛り込んだ、年金制度改革法案が、本日14日に、参議院本会議で成立することです。また、介護保険など、市民負担を増やすことが検討されているときに、税金から出されている議員の手当を増やすことに、市民の理解は得られるでしょうか。議員自ら期末手当を上げる提案をし、市民からお手盛りと批判されないためにも、第三者機関である報酬審議会で検討した上での提案をすべきと考えます。新潟市では条例改正をし、報酬審議会では、議員の報酬だけでなく期末手当も審議することにしました。</p> <p>以上のことから、市民からの質問に説明責任を果たすためにも、まずは期末手当を上げることより、報酬審議会で検討する条例改正をすべきということで、今回は反対討論とさせていただきます。</p>
<p>平成30年 3月定例会 (第2号) 2018. 2. 14</p>	<p>議案第7号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、反対討論をします。</p> <p>今回は、職員と議員も一緒に議案になってしまいました。なぜでしょうか。1年前、平成28年12月定例会で発議されたとき別々でした。そして、こんな提案理由でした。議員と非常勤特別職と一般職が1つの議案として合わさったもので提案されていましたが、今議会から、市民が見てわかりやすいように、議員部分を抜き出し、議員自らの責任により、自分たちの分を審議する形に変更しました。このように提案理由されていました。とてもよい形だと私は思います。私は、職員の期末手当のアップには賛成することができ、議員の期末手当をアップさせることには反対することができました。今回、1つの議案として提案されたことにがっかりです。職員の期末手当のアップには賛成したいです。そして、議員の期末手当については、第三者の審議会が審査して、議員の期末手当アップもどうぞという議案だったら、私も賛成したいです。しかし、今回は、審議会の審査もなく、議員自ら議員の期末手当をアップすることを決める議案です。</p> <p>木更津市の条例では、議員の報酬の変更の場合は、議案を出す前に学識経験者などで構成する特別職報酬等審議会、つまり第三者の意見を聴くことになっていますが、期末手当を審議することを条例で定めていませんと先ほどの答弁にありました。議員の期末手当とはどういう位置付けで支給されているのでしょうかと市民に聞かれたら、答えられますか。私は答えられません。非常勤特別職公務員で期末手当が支給されるのは、国も自治体も議員だけです。そもそも議員に期末手当という問いに、市民を納得させられる答えは出るでしょうか。介護保険など、市民に負担を増やすことが検討されているときに、税金から出されている議員の手当を増やすことに、市民の理解は得られるでしょうか。非常勤特別職である議員報酬は、常勤職員の給与とは位置付けが違うのに、なぜ職員と同様に人事院勧告などを準用するのか、なぜ報酬本体は職員給与に関する人事院勧告等に従わず、期末手当だけ職員に合わせるのか、疑問は深まるばかりです。それらをすっきり解決するためにも、議員自ら期末手当を上げる提案をし、市民からお手盛りと批判されないためにも、第三者機関である報酬審議会で検討した上での提案をすべきと考えます。</p> <p>船橋市は議案が別々になっています。新潟市では条例を改正し、報酬審議会では、議員の報酬だけでなく期末手当も審議することにしました。</p> <p>以上のことから、何度でも言わせていただきます、市民からの質問に説明責任を果たすためにも、まずは期末手当を上げることより、報酬審議会で検討する条例改正をすべきということで、この議案には反対です。</p>

何度も言わせていただきやっを実現します。議員報酬等に関することの条例改正

<p>令和2年3月定例会 (第2号) 2020.2.19</p>	<p>発議案第1号 木更津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論をします。</p> <p>今まで一般職の職員と常勤の特別職と3点セットだったのが、今回、議員の分だけ外れたのは評価できます。なぜならば、今までは職員の期末手当アップに便乗して、議員の期末手当もアップされる議案だったので、議員が自らのお手盛りで報酬アップすることが、市民からはなかなか見えにくい議案でした。しかし、今回、議員だけとなり発議されました。そこで、このお手盛りの発議案に対して、反対討論をさせていただきます。</p> <p>非常勤特別職である議員報酬は、常勤職員の給与とは位置付けが違うのに、なぜ職員と同様に人事院勧告などを準用するのか。なぜ報酬本体は職員の給与に関する人事院勧告などに従わずに、期末手当だけ職員に合わせるのか。市民から聞かれたら、どう答えたらいいのでしょうか。木更津市の条例では、議員の報酬の変更の場合は、議案を出す前に学識経験者などで構成する特別職報酬等審議会、つまり第三者の意見を聴くことになっていますが、期末手当を審議することを条例で定めていません、と答えるのでしょうか。では、議員の期末手当はどのような位置付けで支給されているのでしょうかと聞かれたら、答えられません。</p> <p>賛成の意見としては、多分、議員の政治活動のためのものであり、生活給ということは考えにくい、議員活動は思いだけではなかなか活動ができない、昨今、市民の政治離れという言葉を目にし、議員のなり手がいない、などと考えるのではないのでしょうか。本市議会においても、将来議員を志そうとする人にとっても魅力あるものにしたいと、私も思います。ごもっともです。ならば、このようなお手盛りの議案ではなく、堂々と市民に理解を得られるようにすべきです。私は、毎回主張していますが、何度でも言わせていただきます。議員自ら期末手当を上げる提案をし、市民からお手盛りと批判されないためにも、第三者機関である報酬審議会で検討した上で、提案をすべきと考えます。新潟市では、条例改正をし、報酬審議会では、議員の報酬だけでなく、期末手当も審議することにしました。</p> <p>以上のことから、市民からの質問に説明責任を果たすためにも、まずは期末手当を上げることより、報酬審議会で検討する条例改正をすべきだということを申し上げて、今回は反対討論とさせていただきます。</p>
<p>令和2年3月定例会 (第7号) 2020.3.25</p>	<p>発議案第4号 木更津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。</p> <p>今議会で発議案第1号でも反対の意見を述べさせていただきました。議員自ら期末手当を上げる提案をし、市民からお手盛りと批判されないためにも、第三者機関である報酬審議会で検討した上で、提案をすべきと考えたからです。発議案第1号は今年度の期末手当アップと、それも昨年4月にさかのぼってというものでした。</p> <p>この発議案第4号は、来年度からの期末手当支給率などを、一般職の職員と同様にする内容です。今、リーマンショックや東日本大震災以上の経済状況であるという、真ただ中です。市民にどう説明するのでしょうか。何度でもまたまた言わせていただきます。近隣市と比較したり、総合的に判断するのは、私たち議員ではなく、第三者機関ではないのでしょうか。とにかく、発議案を出す前にすべきことは、期末手当も、議員の報酬として位置づけるよう条例改正すること、期末手当の変更は、報酬と同様に、第三者機関である報酬審議会で検討すること。</p> <p>以上の理由で反対討論といたします。</p>
<p>令和4年3月定例会 (第6号) 2022.3.15</p>	<p>今回は、令和3年度の人事院勧告及び千葉県人事委員会の勧告を踏まえたもので、12月議会に続けての内容となっています。報酬審議会を令和4年度は開く予定です。ぜひ、議員の期末手当の位置付けについても、第三者としてご審議いただきたいことを申し添えて、賛成といたします</p>